

高松市子ども・子育て支援推進計画

# 高松すくすく子育てプラン

(平成27年度～31年度)



平成27年(2015年)3月

高松市



# 高松市子ども・子育て支援推進計画とは…？

## 計画の背景と目的

少子化の進行に一向に歯止めがかからないことや、子どもや子育てを取り巻く環境が一層厳しくなっていることを受けて、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートすることとしました。

一方、本市においては、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づき、「高松市こども未来計画」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭等への支援に取り組んできました。平成25年3月には「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行し、子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に実施していくこととしています。

このような中、平成26年度末で、「高松市こども未来計画（後期計画）」が終了すること、また、国が子ども・子育て支援法に基づく計画の策定を市町村に義務付けたことを受けて、国・県の動向や保護者のニーズを見極めながら平成27年度から始まる新たな計画を作成するものです。

## 計画の位置付け

この計画は、高松市子ども・子育て条例第10条で規定する推進計画であり、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく次期「高松市こども未来計画」を推進計画の中に位置付けて、一体的に策定します。

### 高松市子ども・子育て支援推進計画 ＜高松市子ども・子育て条例＞

第1部

第2部

第3部

高松市子ども未来計画（継）  
＜次世代育成支援対策推進法＞

市町村子ども・子育て支援事業計画（新）  
＜子ども・子育て支援法＞

## 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間（平成27年度～31年度）を計画期間とします。

## 計画の理念

子どもは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。

子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進する中で、明るくいいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指します。

### 基本理念

みんなで子育て！ 笑顔かがやくまち -たかまつ-

## 基本目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。



### 基本目標

## 高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

### 【数値目標】高松市は「子育てしやすいまちだと思う人」の割合

区分	平成 20 年度 アンケート調査結果	平成 25 年度 アンケート調査結果	平成 31 年度目標数値
就学前児童の 保護者	37.8% (45.8%)	48.4% (39.9%)	80%
小学生児童の 保護者	43.6% (39.0%)	45.0% (40.4%)	75%

※ 平成 20、25 年度のアンケート調査では、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の 4 択であったが、今後は、「思う」「どちらかと言えば思う」、「どちらかと言えば思わない」「思わない」を選択肢とし、「思う」「どちらかと言えば思う」を目標数値とする。なお、( ) 内は「どちらともいえない」と回答した割合である。

## 計画の体系

基本方向	基本目標	施策の推進内容
1. 「子どもの成長」への支援	1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	①妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
	2. 健やかな成長を促す学びへの支援	①幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上
		②「生きる力」を育てる学校教育の推進
		③体験学習活動・地域活動の充実
	3. 配慮を要する子どもと保護者への支援	①児童虐待やいじめの防止の推進
		②障がいのある子どもへの支援の充実
		③ひとり親家庭への支援の充実
④社会的養護が必要な子どもへの支援の充実		
2. 「子育て家庭」への支援	1. 地域における子育て支援	①地域における子育て家庭への支援の充実
		②家庭における教育力の向上
		③経済的負担の軽減
	2. 子育てと仕事の両立支援	①多様な保育事業の提供
		②ワーク・ライフ・バランスの推進
3. 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり	1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり	①防犯・交通安全・防災対策の推進
		②有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進
		③子どもの遊び場・居場所づくり
		④子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
	2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり	①子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実
		②子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築

# 計画の3つの体系と主な施策

## 基本方向1 「子どもの成長」への支援

全ての子どもの健やかな成長を支援するため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めます。また、障がいのある子やひとり親家庭等の配慮が必要な子ども、社会的養護が必要な子どものほか、貧困の状況にある子どもなどが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう支援します。



### 1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

#### 主な取組事業

- 妊婦一般健康診査事業
- 妊婦歯科健康診査事業
- 妊産婦訪問指導・新生児訪問指導
- 産後ケア事業
- 乳児一般健康診査事業
- 1歳6か月児・3歳児健康診査事業
- こども相談事業
- ことば相談事業
- 発育・発達相談事業
- 母子保健セミナー・母子健康教育
- 在宅当番医制事業・夜間急病診療所事業
- 特定不妊治療費助成事業
- 性感染症予防事業
- 喫煙・飲酒、薬物乱用対策
- 食に関する情報発信事業
- 親子の楽しいクッキング教室 など

### 2. 健やかな成長を促す学びへの支援

#### 主な取組事業

- 認定こども園整備事業
- 公立保育所・幼稚園施設整備事業
- 生きる力を育てる学校教育の推進事業
- 保・こ・幼・小連携推進事業
- 学校図書館活性化推進事業
- 少人数学級推進事業
- 小中一貫・連携教育推進事業
- 環境教育推進事業
- 「寛学」事業
- 学校巡回芸術教室
- 学校体育推進事業
- 不登校対策事業
- いじめ等対策事業
- 児童生徒指導推進事業
- 親子農業体験教室・水産教室事業
- サンクリスタル学習事業
- 子どもわくわく体験活動支援事業
- 保育体験学習事業 など

### 3. 配慮を要する子どもと保護者への支援

#### 主な取組事業

- 人権啓発活動事業
- 児童家庭相談事業
- 養育支援訪問事業
- 要保護児童対策事業
- 発達障がい児等支援事業
- 在宅障がい児ふれあい事業
- 特別支援教育推進事業
- 発達障害者サポート事業
- 発達障がい児等支援体制構築事業
- ひとり親家庭自立支援事業
- 自立支援プログラム策定事業
- 母子生活支援施設運営事業 など

## 基本方向 2 「子育て家庭」への支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、経済的支援だけでなく、地域社会全体で支援します。

また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるように、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。



### 1. 地域における子育て支援

#### 主な取組事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て集会室“夢てらす”事業
- 地域子育て推進事業
- 相談事業（スマイルテレホン等）
- 地域コミュニティ活動推進事業
- 利用者支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て支援総合情報発信事業
- はじめてのパパママ教室
- 子育て力向上応援講座事業
- 家庭教育学級事業
- 子ども読書まつり事業
- こども医療費助成事業※1
- 多子世帯保育料減免事業※2
- 幼稚園就園奨励費事業・就学奨励事業
- 教育資金支援事業
- 児童手当支給事業 など

### 取組のポイント

アンケート調査結果から、理想どおりの子どもの数を持ってない最大の理由は「経済的な負担」であることがわかりました。そこで、人口の減少・少子化の流れを食い止めるため、経済的支援の充実に取組みます。

- ※1 こども医療費助成事業の対象年齢を、通院については平成27年4月から小学校を卒業する12歳年度末まで引き上げ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ※2 若い世代が二人目、三人目の子どもを持ちたいと思えるような施策を重視する観点から、市独自の幼稚園・保育所等の利用料の第二子以降の多子世帯への上乗せ減免について、平成28年度からの実施を検討します。

### 2. 子育てと仕事の両立支援

#### 主な取組事業

- 待機児童対策事業
- 一時預かり事業
- 延長保育・休日保育・夜間保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 認可外保育施設助成事業
- すこやか認定保育所助成事業
- 放課後児童クラブ事業
- 子育て支援中小企業等表彰事業
- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室推進事業
- 男女共同参画に関する啓発誌発行事業 など

## 基本方向 3 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり

社会経済の発展や地域の都市化によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。子どもの年齢に応じた安全な居場所を提供するとともに、住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

地域社会全体で子どもを育てる環境をつくるため、子どもの成長・子育て家庭を支える人材の確保・育成に努めます。



### 1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり

#### 主な取組事業

- 学校安全管理研修会
- 安全で安心なまちづくり推進事業
- 防犯灯新設等補助事業
- 小・中学校施設耐震化事業
- 白ポスト有害図書回収事業
- 情報モラル教育推進事業
- 青少年健全育成市民会議補助事業
- ちびっこ広場整備事業
- 児童厚生施設管理運営事業
- 児童館管理運営事業
- 放課後子ども教室事業
- バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
- ノンステップバス導入事業
- マタニティバッジ・マタニティカードの配布 など

### 2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

#### 事業 主な取組

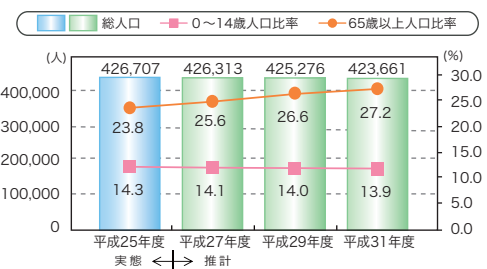
- コーディネーター養成支援事業
- 地域組織（母親クラブ）補助事業
- 地域コミュニティ活動推進事業
- 地域まちづくり交付金交付事業
- 高松市こども未来館（仮称）整備事業
- こども未来ネットワーク会議開催事業 など

## 《データでみる高松市の少子化の状況》

### 将来の人口推計

本市の0～14歳人口は、現状のまま推移すると、平成25年の60,974人から平成31年には58,710人に減少し、総人口に占める割合は13.9%になると見込まれています。

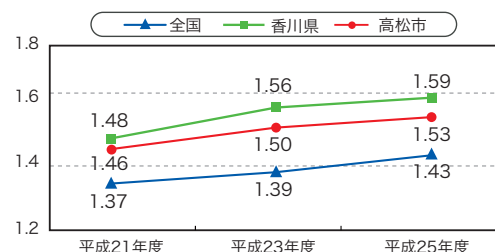
資料：住民基本台帳（各年4月1日）



### 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成25年では1.53と、全国（1.43）を上回っていますが、人口を維持するために必要な2.08を、大幅に下回っています。

資料：人口動態統計



# 法定事業の量の見込みと提供体制の確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)

## 「量の見込み」と「確保方策」

ニーズ調査の結果をもとに、今後5年間に必要とされる教育や保育等の量を「量の見込み」として算出するとともに、供給量が量の見込みを下回る場合の、不足分を補うための対応策を「確保方策」として計画しています。

量の見込みと確保方策は、保育所や幼稚園、小規模保育事業などの「教育・保育施設及び地域型保育事業」と、放課後児童健全育成事業や病児・病後児保育事業などの「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分けて設定しています。

### (1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無等により「1号認定」「2号認定」「3号認定」に分けて認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、教育・保育の必要量は、この認定区分ごとに見込みます。

なお、実施時期については、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、量の見込みに対応する提供体制を確立することとしています。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども(学校教育の希望強)	認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

## <量の見込みと確保方策>

(単位:人)

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	4,483	2,001	5,378	1,221	3,920	4,412	1,969	5,292	1,218	3,925	4,426	1,975	5,309	1,216	3,910	
②確保の内容	特定教育・保育施設	4,296		5,354	944	3,134	5,046		5,580	1,026	3,271	5,246		5,821	1,145	3,489
	確認を受けない幼稚園	5,010					3,890					3,500				
	特定地域型保育事業				7	36				30	109				30	109
	認可外保育施設			237	92	384			227	77	351			227	77	351
差(②-①)	2,822		213	△178	△366	2,555		515	△85	△194	2,345		739	36	39	
確保方策	認定こども園(幼保連携型) 2か所 認定こども園(幼稚園型) 1か所 小規模保育事業 2か所 事業所内保育事業 1か所					認定こども園(幼保連携型) 2か所 認定こども園(幼稚園型) 3か所 小規模保育事業 8か所 事業所内保育事業 1か所 保育所等創設 2か所					認定こども園(幼保連携型) 2か所 保育所等創設 3か所 増築等 5か所					

※特定教育・保育施設：市から「施設型給付」の対象となると確認された認定こども園、幼稚園、保育所  
確認を受けない幼稚園：新制度へ移行しない幼稚園

特定地域型保育事業：市から認可を受けた家庭の保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み(上段) 確保方策(下段)		
		実績 (25年度)	平成 29年度	平成 31年度
利用者支援事業	児童や保護者が施設選択や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整などを行う事業。	4か所	4か所	4か所
		◎現状で確保できている		
時間外保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業。	3,369人 62か所	5,901人 67か所	5,870人 67か所
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える事業。	3,097人 82教室	4,214人 113教室	4,134人 122教室
子育て短期支援事業	保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、児童福祉施設等で児童を一時的に養育する事業。	2人日 1か所	56人日	56人日 ◎2か所
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	3,984人 ◎保健センター、香川県助産師会(一部委託)	3,809人	3,746人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門資格を持つ養育支援員が、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業。	39人	47人	46人 ◎養育支援員17人
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	72,409人回 31か所	157,728人回	153,588人回 ◎現状で確保できている
一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜、長期休業中に子どもを預かる事業で、いわゆる「預かり保育」。	168,500人日 25か所	356,910人日	356,818人日 私立幼稚園25か所 人の確保により提供体制を確保
一時預かり事業(一般型)	保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かる事業。	14,601人日 29か所	49,739人日 34か所	49,274人日 34か所
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	5,660人日 5か所	7,396人日	7,814人日 ◎6か所
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしてほしい人と、育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業。	5,637人日	6,530人日	6,530人日 ◎現状で確保できている
妊婦健康診査事業	安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業。	3,875人	3,959人	3,894人 ◎医師会及び助産師会に委託

※◎は、現状で、量の見込みに対して、提供体制が確保できていることを示しています。

発行  
(平成27年3月)

高松市健康福祉局 こども未来部 子育て支援課  
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
電話：087-839-2354 FAX：087-839-2379